## 国営諫早湾干拓事業の福岡高裁判決に対する国の上告放棄に抗議する決議

去る12月15日、菅総理は、突然、地元に何ら説明もなく、一方的に福岡高裁判 決について上告しないことを発表した。

しかしながら、国営諫早湾干拓事業は、幾多の豪雨や高潮等により尊い生命や財産を奪われてきた諫早市民の悲願のもと、平成20年3月に完成し、それ以後は優れた防災機能を発揮し、地元住民はようやく安全・安心な生活ができるようになっている。また、新干拓地では意欲ある農業者による大規模営農が展開され、諫早湾内でもアサリなどの養殖が順調に推移し、調整池とその周辺では淡水化による新たな生態系も形成されている状況にある。

潮受堤防排水門が開門されれば、以前のような深刻な水害等が発生することは明白である。したがって、防災や農業、漁業、環境への影響を科学的かつ客観的に分析するための環境影響評価を実施し、その検証結果を最大限に尊重したうえで誰もが納得できる判断をするように求め、地元の同意なくして開門調査は絶対に行わないようこれまで要望してきたところである。

今回の福岡高裁判決は、地元の実態を全く踏まえず、国営諫早湾干拓事業の防災機能と営農等を低く評価し、開門による地元住民や農業、漁業、環境等への影響を全く理解していない内容であり、われわれ諫早市議会としても、国に上告を求める意見書を可決し、国や政府、与野党に要請したばかりである。

そもそも諫早湾干拓事業は、地元の協力のもとに国営事業で実施されたのであり、 開門調査にあたっては、地元の声を全く無視することはできないはずである。それに も拘わらず、科学的根拠に基づくこともなく、地元住民の意見を何ら聞くこともなく、 菅総理が一方的に上告を放棄して開門する方針を表明されたことは、甚だ遺憾である。

よって、国営諫早湾干拓事業の防災効果や新干拓地における大規模営農、開門による諫早湾内外への様々な影響等を考慮すれば、菅総理は、まずは実態を正確に把握したうえで、自らの発言を撤回し、上告を行うよう強く抗議する。

以上決議する。

平成22年12月17日

諫早市議会

## 国営諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に対する意見書

去る12月6日の諫早湾干拓事業の潮受堤防の撤去および常時開門を求める「工事 差止め等請求」に対する福岡高等裁判所の控訴審判決は、国に5年間の開門を命じた 1審の佐賀地方裁判所の判決を支持するものであった。

その判決内容は、「排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災機能を相当程度確保することができる」としている。しかしながら、有明海は干満の差が激しく、奥部に位置する諫早湾には潟土が堆積して干潟が形成されるメカニズムがあり、それによる排水不良を解消し洪水を防止するために、昔から干拓事業が繰り返されてきた歴史がある。排水門を常時開門すれば、締め切り前と同様に背後地の樋門前や河口部に潟土が堆積し、調整池に注ぐ河川でも潟土が溯上して排水不良を引き起すばかりか、調整池の水位も有明海の潮位と連動するため、ようやく安全・安心な生活が送れるようになった地元住民はふたたび高潮や洪水などの水難の危険にさらされることになる。そのうえ、干満時にはその都度、排水門付近に激流が発生するため、好転している湾内の漁場環境にも大きな支障を及ぼすことになる。

また、「干拓地における営農にとって潮受堤防の締め切りが必要不可欠であるといえない」としているが、農業用水の水源である調整池に代わる水源の問題や塩害の問題などについても、何ら実現可能な具体的対策は示されていない判決となっている。

本判決は、諫早湾干拓事業が持つ防災や営農に必要不可欠な効果について、その実態を全く無視した内容になっており、高潮や洪水などにより尊い人命と大切な財産を奪われ、農業や漁業に深刻な被害を受けることになるのは地元住民であり、到底、容認できるものではない。

よって、国におかれては、地元諫早の実情と考えを十分に理解していただき、潮受 堤防排水門が絶対に開門されることがないよう、今回の判決を不服として、速やかに 上訴されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

諫早市議会

## 義務教育費国庫負担制度に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって、きわめて 重要なことです。そのために全国どこでも良質な義務教育が等しく無償で受けられる よう、必要な財源が国の責任で確保されています。

しかし、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に下げられました。さらに全額削減の動きや公務員の総人件費改革で一層の定員削減が求められています。

このような見直しは、長崎県をはじめ多くの地方自治体で義務教育の充実に必要な 財源確保を難しくさせます。長崎県においても、これまでの教育水準を維持するため に必要な教育環境の整備や教職員配置ができなくなる恐れがあります。

現在、国の制度では1クラスの標準が40名のところを、長崎県においては、子どもたちの教育環境に影響の大きい小学1年生を30名、小学2年生、6年生及び中学1年生を35名にするなど、少人数学級の配慮がなされております。昨今の厳しい財政状況の中でも義務教育課程における少人数学級に取り組んでいる長崎県の施策など、各地方自治体における特色ある教育行政を継続していくためには、今後も義務教育費国庫負担制度の存続が前提条件となります。

教育予算は、未来への先行投資であり、子どもたち一人ひとりが、大切な未来社会の担い手です。どの地域の子どもたちにも、格差のない行き届いた教育が保障されることが必要です。

よって、政府におかれましては、教育の機会均等、水準の維持・向上を図るため、 義務教育費国庫負担制度を堅持されますよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成22年12月17日

諫 早 市 議 会

我が国の第1次産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少、価格の低迷など構造的な課題を抱え、非常に厳しい状況にある。

こうした中、国は農林水産業、農山漁村の役割を評価したうえで、先進国でも最低水準の40%台と低迷する食料自給率を平成32年度までに50%まで引き上げる事などを柱とした新たな「食料・農業・農村基本計画」を本年3月に閣議決定したばかりである。

仮に、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に参加した場合、我が国農業への影響は計り知れず、国内農業が壊滅的な打撃を受ける強い懸念があるとともに、食料自給率を引き上げるという政府の方針や食料の安全・安心な安定供給といったことに逆行して、食料の安全保障を脅かす重大な問題であり、国家の根幹に関わるものである。

また、農業は、地域経済との結びつきも強く、農業生産の縮小ともなれば、地域経済を一層冷え込ませるなど、地方の更なる疲弊につながるものである。さらに、農業・農村は「食」を支えているだけでなく、国土の保全や水源の涵養といった多面的機能を持っており、こうした機能が損なわれれば、一般の市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなる。

今回の政府の対応は、農業関係者を始め、食品産業、消費者等の幅広い国民的議論 もなく、唐突に決意表明が出された印象は否めない。

よって、政府の環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加については、我が 国農林水産業への十分な配慮のうえで、下記のとおり慎重に検討されるよう強く要望 する。

記

- 1 関税の撤廃が原則となっている環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加については、国内農林水産業への壊滅的な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を危うくし、食料安全保障の観点からも、国民の生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、参加表明については慎重に対応すること。
- 2 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加については、全産業分野にわたってそのメリット、デメリットについて、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対して詳細な情報提供を行うこと。
- 3 今後の国際貿易交渉に当たっては、『「多様な農林水産業の共存」を基本理念として、食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指す』というこれまでの 我が国の基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林 水産業の将来にわたる確立と振興などを損なわないように対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日